

公立大学法人青森公立大学における人を対象とする研究倫理審査規程

令和 7 年 3 月 2 1 日

規程第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森公立大学が設置する大学（以下「本学」という。）に所属する教職員（公立大学法人青森公立大学研究倫理指針（令和 7 年 3 月 2 1 日学長決定）第 3 条第 1 項に規定する者。以下「研究者」という。）が人間を対象として行う研究及び発表（公立大学法人青森公立大学研究倫理指針（令和 7 年 3 月 2 1 日学長決定）第 3 条第 2 項並びに第 3 項に規定するもの。以下「研究等」という。）について、倫理的配慮を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(審査対象)

第 2 条 審査対象は、研究者が行う研究等のうち、社会通念上に照らして倫理上の問題が生じる恐れがあると判断するものとする。

2 前項の判断については、研究者自らが、研究倫理委員会が別に示す研究倫理審査不要の判断目安に基づき、1 つでも該当しない項目がある場合は審査対象とする。ただし、当該判断目安のすべての項に該当する場合、第 3 条で定める研究倫理委員会での審査の申請を省略することができる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、本学研究者が希望するときは、審査を申請することができる。

(委員会の設置)

第 3 条 本学の研究者が行う研究等に関する研究実施計画の倫理的妥当性等を審査するため、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 4 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本学の研究者から申請された研究等の審査
- (2) 承認された研究等の実施状況の調査
- (3) 本学の研究者の研究倫理意識を高揚させるための施策の提言
- (4) 学長から付託された研究倫理に関する事項（研究成果に係る出版予定原稿の審査を含む。）
- (5) その他必要な事項

(組織)

第 5 条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 本学専任の教授、准教授又は講師から 4 名以上
- (2) その他、委員会が審査に必要と判断する本学専任の教授、准教授又は講師

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任にあたっては、初任から通算し、2期を限度とする。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、委員長は学長が指名する。

2 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集及び議事)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員会は、必要に応じ審査を申請した者（以下「申請者」という。）を委員会に出席させ、研究等の内容や意見を述べさせることができる。

4 委員会は、必要に応じ申請者以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

5 委員は、自己が関与する審査に加わることはできない。

6 審査の判定は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審査の観点)

第9条 委員会は、審査を行うにあたっては、特に次の各号に掲げる観点到に留意しなければならない。

- (1) 研究等の対象となる個人の人権の擁護
- (2) 研究等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法
- (3) 研究等によって生ずる個人への不利益及び危険性の予測
- (4) 研究等によって得られる学問的・社会的な貢献
- (5) その他倫理的配慮

(審査の付託)

第10条 委員長は、審査案件が集中し、効率的な審査が必要と判断したとき又は審査案件が次の各号のいずれかに該当する場合は、案件を第11条に規定する専門部会の審査に付託し、報告を求めることができる。

- (1) 研究分野の専門性が高いと判断されるもの
- (2) 研究実施計画の変更の審査
- (3) その他委員長が認めた研究実施計画の審査

2 委員長は、審査案件が次の各号のいずれかに該当する場合は、案件を指名する委員の審査に付託し、報告を求めることができる。

- (1) 既に委員会において承認されている研究実施計画の軽微な変更の審査

(2) 既に委員会において、承認されている研究実施計画に準じて類型化されている研究実施計画の審査

(3) 共同研究であって既に主たる研究機関において倫理審査を受けて承認されている研究実施計画の審査

(専門部会)

第11条 委員会は、専門的な審査や審査の迅速化など必要に応じ専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員長から付託された審査案件を審査するものとする。

3 部会の委員は、3名以内で委員会の委員を充てるものとする。

4 部会長は、部会の委員の互選により選任し、会務を総理するとともに会議の議長となる。

5 部会の招集は、部会長が行い、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

6 部会の議事については、第8条第3項から第6項までの規定を適用する。

(審査判定の表示)

第12条 審査の判定の表示は、次に掲げる表示により行う。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(委員会の公開及び守秘義務)

第13条 委員会が必要と認め、申請者及び研究等の対象となる個人の同意を得たときは、会議を公開することができる。

2 委員は、その任期中及び任期終了後においても、審査を行う上で知り得た情報を法令又は裁判所の命令に基づく場合など正当な理由なしに漏らしてはならない。

(記録の保存期間)

第14条 審査経過及び判定は、記録として保存し、保存期間は10年間とする。

(公表)

第15条 委員会及び部会の構成、委員の氏名、所属については、公表するものとする。

2 審査の議事内容及び申請書等の関係書類は、委員会が特に必要と認め、申請者及び研究等の対象となる個人の同意を得たときは、その内容を公表することができる。ただし、研究等の対象となる個人、その家族等の人権、研究の独創性、知的財産権の保護等に支障が生じる恐れのある部分は、非公開とすることができる。

(申請手続き)

第16条 審査を申請しようとする者は、申請する研究等について、委員会が別に示す研究倫理セルフチェックシートの全項目に該当することを確認したうえで、研究倫理審査申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の研究倫理審査申請書を受理したときは、委員会の委員長に審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、前項の倫理審査を速やかに開始し、審査結果を学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合、速やかに研究倫理審査判定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。
- 5 前項の通知にあたっては、審査の判定が、第12条第2号、第3号又は第4号に該当するときは、その条件又は変更、不承認の理由等を記載しなければならない。

（条件付承認の手続き）

第17条 委員会の審査の結果、第12条第2号と判定された場合、申請者は条件の履行を証明する書類（修正した研究実施計画書等）を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の書類を受理したときは、委員会の委員長に条件履行の審査を付託するものとする。
- 3 委員長は、委員長が指名する委員と協議して、条件の履行を審査し、判定結果を学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合、速やかに承認条件確認通知書（様式第3号）により申請者へ通知しなければならない。

（変更の勧告の手続き）

第18条 委員会の審査の結果、第12条第3号と判定された場合、申請者は研究の内容を変更のうえ、研究倫理審査を再申請することができる。

（再審査）

第19条 申請者は、審査結果に対して異議があるときは、学長に異議申立書（様式第4号）により、再審査を請求できるものとする。

- 2 前項により再審査を請求できる期間は、研究倫理審査判定通知書（様式第2号）の通知日の翌日から起算して、14日以内とする。
- 3 学長は、第1項の異議申立書を受理したときは、その理由を審査のうえ、再審査の実施の可否を判断し、速やかに相手方にその結果を通知するものとする。
- 4 再審査は、第9条に規定する審査の観点に準じて行うものとする。

（実施計画の変更）

第20条 申請者は、承認された実施計画に変更（中止を含む。）が生じたときは、実施計画変更申請書（様式第5号）を学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の変更について必要があると認めたときは、当該変更に係る実施計画について、審査の手続きをとるものとする。

（実施状況の報告及び調査）

第21条 学長は、承認された研究等に係る実施状況について、定期又は随時に報告を求めることができる。

- 2 前項の時期については、学長が必要に応じて決定する日とする。
- 3 前2項にかかわらず、審査の承認を受けた者（以下「研究実施者」という。）は、研究終了後1箇月以内に、研究等実施状況報告書（様式第6号）を学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、必要に応じて、委員長を通じて承認された研究等に係る実施状況を調査させることができる。この場合、研究実施者は、調査に誠実に協力しなければならない。
- （実施計画の中止及び変更命令）
- 第22条 学長は、報告又は調査の結果、倫理的配慮に問題が認められた場合は、研究実施者に実施計画の改善、中止又は変更を命ずるものとする。
- （庶務）
- 第23条 委員会の庶務は、総務企画グループにおいて処理する。
- （その他）
- 第24条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

研 究 倫 理 審 査 申 請 書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名

申請者氏名 印

学籍番号

学部・院生氏名 印

（自署の場合は、押印不要）

1 研究課題名			
2 研究担当者	研究責任者の 所属・職名・氏名		
	共同研究者の 所属・職名・氏名		
3 研究計画の 概要	(研究の目的および意義) (研究の実施方法)		
4 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
5 研究対象と 選定方針			
6 研究場所			
7 研究上の 倫理的配慮	①研究対象者の人権および個人情報の保護に関する配慮		
	②インフォームド・コンセント		
	③研究の実施に伴う危険性及び問題が生じた場合の対処と問合せ先		
	④その他特記事項		

様式第 2 号（第 1 6 条関係）

研 究 倫 理 審 査 判 定 通 知 書

年 月 日

所属・職名

申請者 様

青森公立大学学長 印

審査の結果、下記のとおり判定したので通知します。

1 研究課題名	
2 研究責任者	所属・職名 氏 名 学籍番号 学部・院生氏名
3 判定	☐ 承認 ☐ 条件付承認 ☐ 変更の勧告 ☐ 不承認 ☐ 非該当
4 承認番号	
5 条件、勧告 又は不承認 の理由等	
6 承認された 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
7 研究倫理委 員会開催日	年 月 日

様式第 3 号（第 1 7 条関係）

承認条件確認通知書

年 月 日

所属・職名

申請者 様

青森公立大学学長 印

審査の結果、下記のとおり承認の条件について確認したので通知します。

1 研究課題名	
2 研究責任者	所属・職名 氏 名 学籍番号 学部・院生氏名
3 条件付 承認番号	
4 承認の条件	
5 承認された 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日
6 研究倫理委 員会開催日	年 月 日

異 議 申 立 書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名

申請者氏名印

学籍番号

学部・院生氏名印

(自署の場合は、押印不要)

年 月 日付けの研究倫理審査判定通知に対して、以下のとおり異議がありますので、再審査をお願いいたします。

1 研究課題名	
2 理由	
3 添付書類	

※注意事項※ 1 理由は、詳細に記載すること。 2 関係資料を添付すること。

様式第5号（第20条関係）

実施計画変更申請書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名
申請者氏名 _____ 印
学籍番号 _____
学部・院生氏名 _____ 印
(自署の場合は、押印不要)

年 月 日付けで承認のありました研究計画について、以下のとおり変更したいので申請します。

1 承認番号		
2 研究課題名		
3 研究担当者	研究責任者の 所属・職名・氏名	
	学籍番号 学部・院生氏名	
4 変更箇所		
5 変更理由		
6 その他 特記事項		

※注意事項※ 1 変更理由は、詳細に記載すること。 2 関係資料を添付すること。

様式第 6 号（第 2 1 条関係）

研 究 等 実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

青森公立大学学長 様

所属・職名
申請者氏名 _____ 印
学籍番号 _____
学部・院生氏名 _____ 印
(自署の場合は、押印不要)

1 承認番号		
2 報告種別	☐ 定期又は随時 ☐ 終了報告	
3 研究課題名		
4 研究期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
5 研究担当者	研究責任者の 所属・職名・氏名	
	学籍番号 学部・院生氏名	
6 研究結果又は 進捗状況 ※倫理的配慮の 実施状況の記載 必須		
7 問題発生の有 無及びその対 応（中止の場合 はその理由）		